



熊本県公報

第13281号
令和5年(2023年)
11月10日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 漁船保険付保義務の消滅(竜北町加入区ほか1加入区)…………… (団体支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者総合支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院)の所在地の変更…………… () 3
- 指定居宅サービス事業者の廃止…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の廃止…………… () 4
- 登 載 依 頼
- 松島道路管理事務所他高圧受変電設備改修工事に係る条件付き一般競争入札の実施…………… (熊本県道路公社) 5
- 令和5年度(2023年度)第2回阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 13
- 令和5年度(2023年度)球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 13

告 示

熊本県告示第825号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
扇谷	宇土市宮庄町	別図1のとおり	地すべり
飯塚区	宇土市恵塚町 椿原町	別図2のとおり	地すべり
辺田目	宇土市下網田町 戸口町	別図3のとおり	地すべり
宮崎	宇城市三角町波多	別図4のとおり	地すべり
永尾	宇城市不知火町永尾	別図5のとおり	地すべり
長崎	宇城市不知火町長崎	別図6のとおり	地すべり
蕨野	宇城市小川町東海東	別図7のとおり	地すべり

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）11月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）11月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡線	八代市鏡町両出字七百町五番割 1371番3地先から 同所 1375番10地先まで	81.4	防交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）11月10日

熊本県告示第827号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により令和元年（2019年）11月8日熊本県告示第463号で公示した竜北町加入区及び有明町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和5年（2023年）11月7日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年（2023年）11月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第828号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年（2023年）11月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
さくら調剤薬局 菊陽店 菊池郡菊陽町大字津久礼3009番地3	令和5年（2023年）11月1日
さくら調剤薬局 菊陽東店 菊池郡菊陽町大字馬場楠字屋敷427番7	令和5年（2023年）11月1日
さくら調剤薬局 松橋店 宇城市松橋町きらら2丁目4番7号	令和5年（2023年）11月1日
さくら調剤薬局 竹原店 八代市竹原町1439-9	令和5年（2023年）11月1日
さくら調剤薬局 八代本町店 八代市本町1丁目8-8	令和5年（2023年）11月1日
さくら調剤薬局 臨港店 八代市大村町字溝口344-1	令和5年（2023年）11月1日
あじさい薬局 水俣市桜井町3丁目2-1	令和5年（2023年）11月1日
さくら調剤薬局 九日町店 人吉市九日町102番1	令和5年（2023年）11月1日
さくら調剤薬局 瓦屋店 人吉市瓦屋町1720-6	令和5年（2023年）11月1日
さくら調剤薬局 医療センター前店 人吉市老神町27番地1	令和5年（2023年）11月1日
さくら調剤薬局 人吉店 人吉市土手町37番地	令和5年（2023年）11月1日

さくら調剤薬局 西間店 人吉市西間上町字今宮2574-2	令和5年(2023年)11月1日
まごころ薬局 八代郡氷川町鹿島1047番地	令和5年(2023年)11月1日
社会福祉法人恩賜財団 済生会みすみ病院 訪問看護ステーション みすみ 宇城市三角町波多775-1	令和5年(2023年)11月1日

熊本県告示第829号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年(2023年)11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
菊池中通り薬局	医療機関の所在地の変更	菊池市隈府110-4	菊池市隈府115-6	令和5年(2023年)10月1日

熊本県告示第830号

次のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届受理年月日	サービスの種類
NPO法人NEXTSTEP	訪問看護ステーションステップ・キッズ	合志市幾久富1123-5	令和4年(2022年)10月24日	訪問看護
医療法人社団 明佑会	みねとま	八代市坂本町坂本4139番地1	令和4年(2022年)11月18日	通所リハビリテーション
医療法人社団 明佑会	みねとま	八代市坂本町坂本4139番地1	令和4年(2022年)11月18日	居宅療養管理指導
医療法人社団 明佑会	訪問看護 峯苦医院	八代市坂本町坂本4139番地1	令和4年(2022年)11月18日	訪問看護
医療法人社団 明佑会	峯苦医院	八代市坂本町坂本4139番地1	令和4年(2022年)11月18日	訪問リハビリテーション
医療法人社団 高整会	高橋整形外科居宅介護支援センター 通所リハビリテーション	荒尾市原万田815番地2	令和4年(2022年)11月24日	通所リハビリテーション
医療法人社団 明佑会	メディカルトレーニングセンター みねとま	八代市渡町1717番地	令和4年(2022年)11月28日	通所リハビリテーション
医療法人社団 明佑会	ひかり峯苦クリニック	八代市渡町1717番地	令和4年(2022年)11月28日	居宅療養管理指導
医療法人社団	ひかり峯苦クリ	八代市渡	令和4年(2022年)	訪問看護

明佑会	ニック	町1717番地	22年) 11月 28日	
医療法人社団 明佑会	ホームヘルパー ステーション ぴかりんこ	八代市渡町17 17番地	令和4年(20 22年) 11月 28日	訪問リハビリ テーション
医療法人平成会	リハビリデザイ サービスn a g o m i 荒尾店	荒尾市水野15 31番地1	令和4年(20 22年) 12月 5日	通所介護
医療法人社団 東栄会	東栄会通所リハ ビリテーション センターげんき	天草市南新町3 -21	令和4年(20 22年) 12月 12日	通所リハビリ テーション
有限会社天風	ウイッシュ	荒尾市野原88	令和5年(20 23年) 1月3 0日	訪問介護
特定非営利活動 法人らいと	訪問看護リハ ステーションら いと	天草市今釜新町 3657番地2	令和5年(20 23年) 2月6 日	訪問看護
社会福祉法人山 都町社会福祉協 議会	ケアセンターそ よかぜ	上益城郡山都町 今500	令和5年(20 23年) 2月1 日	通所介護
株式会社 天領	維和デイスアー ビスセンター	上天草市大矢野 町維和1799 番地1号	令和5年(20 23年) 2月1 3日	通所介護
株式会社ひなた	デイスサービス陽 向 新開事業所	八代市新開町3 号3番35	令和5年(20 23年) 2月2 0日	通所介護
医療法人仙寿会	訪問看護ステー ション相良	球磨郡相良村川 辺1764番地	令和5年(20 23年) 2月2 7日	訪問看護
合同会社幸尚会	訪問介護ステー ション うさぎ さん	宇土市城之浦町 310番地	令和5年(20 23年) 3月1 0日	訪問介護
医療法人社団き ずな会	医療法人社団き ずな会 宇城き ずな歯科医院	宇城市松橋町両 仲間49番地1	令和5年(20 23年) 3月1 0日	居宅療養管理 指導
株式会社シラサ ギ	訪問看護ステー ションシラサギ	八代市北の丸町 3番地50	令和5年(20 23年) 3月2 2日	訪問看護

熊本県告示第831号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）11月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届受理年月日	サービスの種類
医療法人社団 明佑会	みねとま	八代市坂本町坂 本4139番地 1	令和4年(20 22年) 11月 18日	介護予防通所 リハビリテー ション
医療法人社団 明佑会	みねとま	八代市坂本町坂 本4139番地 1	令和4年(20 22年) 11月 18日	介護予防居宅 療養管理指導

医療法人社団 明佑会	訪問看護 峯苦 医院	八代市坂本町坂 本4139番地 1	令和4年(20 22年)11月 18日	介護予防訪問 看護
医療法人社団 明佑会	峯苦医院	八代市坂本町坂 本4139番地 1	令和4年(20 22年)11月 18日	介護予防訪問 リハビリテー ション
医療法人社団 高整会	高橋整形外科居 宅介護支援セン ター 通所リハ ビリテーション	荒尾市原万田8 15番地2	令和4年(20 22年)11月 24日	介護予防通所 リハビリテー ション
医療法人社団 明佑会	メディカルトレ ーニングセンタ ー みねとま	八代市渡町17 17番地	令和4年(20 22年)11月 28日	介護予防通所 リハビリテー ション
医療法人社団 明佑会	ひかり峯苦クリ ニック	八代市渡町17 17番地	令和4年(20 22年)11月 28日	介護予防居宅 療養管理指導
医療法人社団 明佑会	ひかり峯苦クリ ニック	八代市渡町17 17番地	令和4年(20 22年)11月 28日	介護予防訪問 看護
医療法人社団 明佑会	ホームヘルパー ステーション ぴかりんこ	八代市渡町17 17番地	令和4年(20 22年)11月 28日	介護予防訪問 リハビリテー ション
医療法人社団 東栄会	東栄会通所リハ ビリテーション センターげんき	天草市南新町3 -21	令和4年(20 22年)12月 12日	介護予防通所 リハビリテー ション
特定非営利活動 法人らいと	訪問看護リハス テーションらいと	天草市今釜新町 3657番地2	令和5年(20 23年)2月6 日	介護予防訪問 看護
医療法人仙寿会	訪問看護ステー ション相良	球磨郡相良村川 辺1764番地	令和5年(20 23年)2月2 7日	介護予防訪問 看護
医療法人社団き ずな会	医療法人社団き ずな会 宇城き ずな歯科医院	宇城市松橋町両 仲間49番地1	令和5年(20 23年)3月1 0日	介護予防居宅 療養管理指導
株式会社シラサ ギ	訪問看護ステー ションシラサギ	八代市北の丸町 3番地50	令和5年(20 23年)3月2 2日	介護予防訪問 看護

登載依頼

熊本県道路公社公告第1号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和5年(2023年)11月10日

熊本県道路公社 理事長 村上 義幸

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 松有道R05一工02号

(2) 工事名 松島道路管理事務所他高圧受変電設備改修工事

(3) 工事場所 上天草市松島町地内(松島有料道路)

(4) 工事概要 電気設備改修

高圧受変電設備改修工 1式

撤去工 1式

(5) 工期 令和6年(2024年)12月20日まで(余裕期間90日間を含む)

(6) 予定価格 35,420,000円(入札書比較価格32,200,000円)

(7) その他

ア 本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評

- 価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った者の入札は無効とする。
- イ 本工事は、総合評価落札方式に係る自己採点型の適用案件である。
- ウ この入札は、書面による入札である。
- エ この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。
- オ この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び失格判断の対象となる基準価格を設けている。
- カ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に定める対象建設工事である。
- キ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。
- ク 本工事は、週休2日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。
入札に当たっては、「4週8休」の実施予定の有無に関わらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札すること。
受注者は、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。
なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。
また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。
- ケ 1) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める。特例監理技術者の配置を行う場合には、「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて（熊本県土木部長通知）（令和3年（2021年）8月23日付け監第377号）」の1.に記載している要件を満たさなければならない。
2) 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、前項に記載の通知における別添様式（特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項）を提出すること。
- コ この工事は、余裕期間90日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事の始期を選定する「任意着手方式」としている。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

事後審査型一般競争入札公告共通事項書・熊本県道路公社所管工事（以下「共通事項書」という。）第3に定める条件を満たす者で、さらに競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

建設工事の種類	電気工事
熊本県における格付等級又は経営事項審査の総合評定値	A等級
営業所の所在地	熊本県内に主たる営業所を有すること。
設計業務等の受託者との関連	次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名：大和設計株式会社 本店所在地：熊本市中央区千葉城町3番15号
経営事項審査の審査基準日の期間	令和4年（2022年）4月29日から令和5年（2023年）11月28日まで
施工実績に関する事項	平成21年度（2009年度）以降、元請けとして国内において完成した建築物に係る電気工事で、請負金額が、28百万円以上の電気工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
配置予定技術	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設

者に関する事項	業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。	
	施工経験	平成21年度(2009年度)以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。
	資格等	電気工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者(主任技術者となる資格を有する者)又は電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者(監理技術者となる資格を有する者)。 ただし、下請代金の合計額が4,500万円以上となる場合は、電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。
	その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上)にある者。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア) 総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点89点を与え、それに技術評価における技術評価項目ごとの得点の合計点である加算点(11点満点)及び施工体制評価点(30点満点)を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点(標準点+加算点+施工体制評価点)}}{\text{入札価格}}$$

イ) 施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒヤリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(平成16年熊本県告示第331号。以下「低入札価格調査実施要領」という。)に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒヤリングを省略する場合がある。また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒヤリングのための追加資料の提出を求める。

① 施工体制に係る審査方法の通知

- ・期日 令和5年(2023年)11月29日(水)
- ・方法 ヒヤリングを行う場合は、ファクシミリにより審査方法を通知する。

② ヒヤリングのための追加資料の提出

- ・期間 施工体制に係る審査方法の通知の日から令和5年(2023年)12月4日(月)午後5時まで
- ・方法 追加資料の提出(2部)を求めた場合は、4の入札・契約担当課に持参すること。

③ 施工体制確認のためのヒヤリング

- ・期日 令和5年(2023年)12月19日(火)
- ・方法 ヒヤリングを行う場合は、説明者は、熊本県道路公社松島道路管理事務所に来所し説明を行うこと。
なお、説明者、詳細な日時及び場所は①により通知する。

(2) 評価に関する基準

(1)の加算点の評価項目、評価基準及び得点配分は、(別添)評価に関する基準のとおりとする。

4 入札等担当課

区分	担当課	電話番号等	住所
入札・契約担当	総務課	TEL 0964-28-3310 FAX 0964-27-4884	〒861-4214 熊本市南区城南町舞原 字東194番地(一般財団法人熊本県建設技術センター内)
技術担当 監督担当	有料道路課	TEL 0969-28-3331 FAX 0969-28-3335	〒861-6102 熊本県上天草市松島町 合津5964-4(松島道路管理事務所内)

5 提出書類

(1) 競争参加資格確認申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

ア 共通事項書第4の1の(1) ※別記様式1を使用すること。

- イ 共通事項書第4の1の(2) ※2の営業所の所在地が熊本県以外の場合
- ウ 共通事項書第4の1の(3)
- エ 共通事項書第4の1の(4) ※別記様式2を使用すること。
- オ 共通事項書第4の1の(5) ※別記様式3を使用すること。
- カ 共通事項書第4の1の(6) ※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合別記様式3の2を使用すること。
- キ 共通事項書第4の1の(7) ※別記様式4を使用すること。
- (2) 総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。
- ア 共通事項書第4の1の(8) ※別記様式5～8を使用すること。

6 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の閲覧及び配付	令和5年(2023年)11月10日(金)から 令和5年(2023年)11月28日(火)まで	4の技術担当課。 熊本県道路公社のホームページに掲載する。
質問書の提出	令和5年(2023年)11月10日(金)から 令和5年(2023年)11月20日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
質問に対する回答の閲覧	質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から令和5年(2023年)11月28日(火)まで	4の技術担当課。 熊本県道路公社のホームページに掲載する。
技術申請書の資料提出	入札公告した日の翌日から令和5年(2023年)11月28日(火)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
競争参加資格確認申請書等の提出	入札公告した日の翌日から令和5年(2023年)11月28日(火)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
入札及び開札の場所	熊本市南区城南町舞原字東194番地 一般財団法人 熊本県建設技術センター 大研修室	持参による。
入札及び開札の日時	令和5年(2023年)11月29日(水) 午前10時00分	
落札者決定通知	令和5年(2023年)12月7日(木) (予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和5年(2023年)12月25日(月) (予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)1月15日(月) (予定)	書面による。
競争参加資格がないと認められた理由、落札者とならなかった理由の説明要	令和5年(2023年)12月14日(木)まで(予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)1月5日(金)まで(予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)1月22日(月)まで(予定)	4の入札・契約担当課へ持参すること。

求		
上記要求に対する回答	令和5年(2023年)12月21日(木)まで(予定) 【施工体制確認が必要となった場合】 令和6年(2024年)1月12日(金)まで(予定) 【低入札価格調査が必要となった場合】 令和6年(2024年)1月29日(月)まで(予定)	書面による。

7 その他

- (1) 入札者が1者のときは、この入札を取りやめる。
- (2) この入札は、競争参加資格確認申請書を公告に示す期間までに郵送(書留郵便に限る。)又は持参により受け付け、入札後落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札であり、競争参加資格確認申請書を期限までに適切に提出しない者は、落札者として決定されない場合があるため、入札公告及び共通事項書に留意すること。また、技術申請書及び競争参加資格確認申請書に添付する書類が同一であってもそれぞれ申請書ごとに添付して提出すること。
- (3) 熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領(令和4年熊本県告示第285号)及び熊本県建設工事低入札価格調査実施要領(令和4年熊本県告示第286号)により、低入札価格調査制度と最低制限価格制度の適用区分及び低入札価格調査制度における失格判断基準価格の算定方法が改定されているので留意すること。
- (4) その他の事項については、熊本県道路公社ホームページに掲載する共通事項書に示すとおりとする。

(別添)評価に関する基準(自己採点表)

【通常工事】

【土木構造物に係る電気通信設備に適用】

様式10

評価に関する基準(簡易型I)(電気工事)

松島道路管理事務所他高圧受変電設備改修工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点(応募者)	得点
同種工事の施工実績	国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成25年度(2013年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気工事(※4)」の施工実績(評価する工事は、2件とする。)	・国、熊本県又は熊本県道路公社発注工事は、1件につき0.5点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.25点。	1.0点	/	1.00点
			0.75点		
			0.5点		
			0.25点		
			0.0点		
当該工事と同一許業種の工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去10年間(※6)に元請けとして完成した「電気工事」の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上 74~82点 73点以下、又は実績なし	1.5点	/	1.50点
			0.15点~1.35点		
			0.0点		
優良工事等表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成30年度(2018年度)以降(※8)における優良工事等表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 上記に該当しない	0.5点	/	0.50点
			0.25点		
			0.0点		
地域精通度	建設業法上の主たる営業所の所在地	天草地域振興局管内 上記に該当しない	1.0点	/	1.00点
			0.0点		
企業の評価 地域貢献度	熊本県知事との災害協定の締結(主たる営業所が天草地域振興局管内に存する場合にのみ評価する。)	協定締結あり 協定締結なし	0.5点	/	1.50点
			0.0点		
	天草地域振興局管内における過去2年間(※10)の災害支援活動の実績	活動の実績あり 活動の実績なし	0.5点		
			0.0点		
全ての1次下請が県内企業(※12)、又は全て自社施工	全ての1次下請が県内企業、又は全て自社施工 上記に該当しない	0.5点 0.0点	0.5点		
			0.0点		
小計(企業実績等)				/	5.50点
補正率		5点/小計点		/	5/5.5
補正後の得点(企業実績等)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)		/	5.00点
働き方改革への取り組み	本工事で週休2日を実施する	現場閉所型の4週8休(※13)を実施する 上記に該当しない	0.5点	/	0.5点
			0.0点		

当該工事と同一許可業種の工事受注状況	熊本県(※5)が発注した工事で、令和5年(2023年)6月1日から当該工事入札公告日までに元請けとして受注契約した予定価格3,000万円以上の「電気工事」の工事件数 ただし、令和2年度災害関連等工事(※14)で元請けとして受注契約した工事は除く。	受注件数0件	0.5点	/0.50点
		受注件数1件	0.25点	
		受注件数2件以上	0.0点	
小計(企業)				/6.00点
配置予定技術者の資格	「1級電気工事施工管理技士、技術士(建設部門)又は技術士(電気電子部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価	指定資格取得後5年以上	1.0点	/1.00点
		指定資格取得後5年未満	0.5点	
		指定資格未取得	0.0点	
優良工事等表彰の技術者表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成30年度(2018年度)以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり	0.5点	/0.50点
		当該工事と異種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり	0.25点	
		当該工事と同種(※9)の建築住宅局優良工事表彰の実績あり	0.0点	
		上記に該当しない	0.0点	
配置予定技術者の評価	国(※1)、熊本県、熊本県道路公社又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成25年度(2013年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気工事(※4)」の施工経験(評価する工事は、2件とする。)	・国、熊本県発又は熊本県道路公社注工事は、1件につき0.5点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.25点。	1.0点	/1.00点
			0.75点	
			0.5点	
			0.25点	
			0.0点	
主任(監理)技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、平成25年度(2013年度)以降(※3)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、完成した「電気工事」の工事成績評定点(※15)(評価する工事は、1件とする。)	83点以上	1.5点	/1.50点
		74~82点	0.15点~1.35点	
		73点以下、又は実績なし	0.0点	
継続教育の取得状況	過去3年間(※16)に取得した建設系CPD協議会加盟団体の単位取得数	20ユニット(単位)以上	0.5点	/0.50点
		10~19ユニット(単位)	0.25点	
		0~9ユニット(単位)	0.0点	
若手技術者の追加配置	当工事における若手技術者(主任(監理)技術者以外)の追加配置(ただし、40歳未満の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(※17)に限る)	現場代理人として配置する	0.5点	/0.50点
		全工種に従事する担当技術者として配置する	0.25点	
		配置しない	0.0点	
小計(技術者)				/5.00点
補正率(技術者)		5点/小計点		5/5
補正後の得点		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)		/5.00点
合計				/11.00点
語句の定義				

- (※1) 国：独立行政法人、国立大学法人を含む。
- (※2) 熊本県内市町村：特別地方公共団体を含む。
- (※3) 平成25年度(2013年度)以降：平成25年(2013年)4月1日から入札公告日までの間。
- (※4) 電気工事：請負額2,800万円以上の電気工事。
- (※5) 熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課、企業局及び県警本部。
- (※6) 過去10年間：平成25年(2013年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
- (※7) 「電気工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種で、請負額500万円を超える工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数止めとする。
- (※8) 平成30年度(2018年度)以降：平成30年(2018年)4月1日から入札公告日までの間。
- (※9) 同種、異種：建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類。
- (※10) 過去2年間：令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
- (※11) 果産資材：一般競争入札公告共通事項書に示すとおり。
- (※12) 県内企業：県内に主たる営業所を有する建設業者。
- (※13) 現場閉鎖型の4週8休：現場閉鎖率28.5%以上。
- (※14) 令和2年度災害関連等工事(工事仕様書表紙に「令和2年度災害関連等工事」と示された工事)：
 - ① 令和2年発生災害復旧工事
 - ② ①に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、復旧治山事業、林地荒廃防止事業及び緊急総合治山事業等、関連事業の建設工事
 - ③ ①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
 - ④ 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事
- (※15) 「電気工事」の工事成績評定点：同一許可業種で、請負額500万円以上の工事。
- (※16) 過去3年間：令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間。
- (※17) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者：競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上雇用関係にある者。

工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)
83点以上	1.50点	1.50点
82点	1.35点	1.35点
81点	1.20点	1.20点
80点	1.05点	1.05点
79点	0.90点	0.90点
78点	0.75点	0.75点
77点	0.60点	0.60点
76点	0.45点	0.45点
75点	0.30点	0.30点
74点	0.15点	0.15点
73点以下	0.00点	0.00点

※配点は[満点×(工事成績評定点-73点)÷10]により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

施工体制評価	品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0点	/	15.0点
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0点		
		その他	0.0点		
	施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0点		15.0点
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0点		
		その他	0.0点		
小計(施工体制)					30.00点
施工体制評価点合計					30.00点

(別記様式) (特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

【工事名：松島道路管理事務所他高圧受変電設備改修工事】

(会社名)

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
<input type="checkbox"/>	(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
<input type="checkbox"/>	(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に2件までとすること。
<input type="checkbox"/>	(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、同一振興局管内、又は振興局を跨ぐ場合には工事箇所相互の間隔が10km程度の近接した工事であること(県内工事に限る)。
<input type="checkbox"/>	(6) 単体企業で受注している工事であること。
<input type="checkbox"/>	(7) 低入札価格調査基準価格未満で入札したことによる低入札価格調査対象工事でないこと。
<input type="checkbox"/>	(8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
<input type="checkbox"/>	(9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
<input type="checkbox"/>	(10) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
<input type="checkbox"/>	(11) 県発注工事と国及び県内の市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。
<input type="checkbox"/>	(12) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしていること。

※レまたは■を記載すること

※入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみ提出(各要件を確認するための提出書類の添付は不要)とし、各要件を確認するための提出書類は落札決定後に提出すること。

※契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を併せて提出すること。

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

令和5年度(2023年度)第2回阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和5年(2023年)11月10日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和5年(2023年)11月16日(木)午後6時から午後8時まで
- 2 開催場所
阿蘇市一の宮町宮地2402
阿蘇地域振興局2階 大会議室
- 3 議事
(1) 令和6年度(2024年度)病院群輪番制病院運営事業の実施予定表について
(2) 第8次熊本県保健医療計画(阿蘇圏域編)における救急医療分野及び新興感染症発生・まん延時における医療分野について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市一の宮町宮地2402
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務福祉課)
(電話0967-24-9030)

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和5年度(2023年度)球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

令和5年(2023年)11月10日

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
令和5年(2023年)11月21日(火)午後1時30分から
- 2 開催場所
球磨地域振興局2階 中会議室(人吉市西間下町86-1)
- 3 議題
(1) 今年度の当圏域の健康危機管理体制について
(2) 第8次熊本県保健医療計画(球磨圏域編)について
(3) 球磨管内の救急搬送状況について
(4) 救急医療体制について
(5) 健康危機管理に係る報告
(6) その他
- 4 傍聴者の定員
8人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
人吉市西間下町86番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局(熊本県人吉保健所総務福祉課)
(電話0966-22-1040)